**平成２７年（フ）第５００号**
熊本市西区池田２丁目68番35号　サンハイツ金田102
債務者　山本　　誠
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第８１号**
宮崎県延岡市北方町川水流卯1519番地
債務者　中田　　縁
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２７年（フ）第４８７号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―650号
債務者　麺・力一杯こと　高橋　真一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第４８８号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―650号
債務者　高橋恵美子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第８９号**
山口県山陽小野田市中川６丁目２番29号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２７年（フ）第４７０号**
北九州市八幡西区穴生２丁目４番６―301号
債務者　吉松　広貴
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第５００号**
北九州市小倉南区沼南町２丁目５番23―304号
債務者　倉原　秀昭
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第６３０号**
神戸市長田区久保町９丁目１番３号　ステラ50　302号、従前の住所神戸市長田区庄田町２丁目５番11―902号
債務者　惠　　和彦
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第６５６号**
神戸市北区甲栄台１丁目８番６―44号
債務者　三島　高志
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第６５７号**
神戸市北区甲栄台１丁目８番６―44号
債務者　三島　幸子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第７４７号**
神戸市長田区東尻池町６丁目１番９―307号
債務者　新井清子こと新井智絵子こと　金清子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第８５号**
福島市飯野町字戸ノ内３番地の３
債務者　田代みゆき
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所

**平成２７年（フ）第８８号**
福島市成川字古屋敷16番地の５
債務者　中西　政志
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所

**平成２７年（フ）第１５６号**
広島県福山市沖野上町２丁目７番14号　南荘12号
債務者　佐藤日出夫（旧姓倉津）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第１３５２号**
愛知県愛知郡東郷町春木台５丁目７番地17スプリングハーモニー201号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町春木台４丁目３番地１　ヒルズ春木台102号
債務者　名生　一真
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第４９３号**
北九州市八幡西区御開２丁目５番19―405号
債務者　山元　広輝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第５０８号**
熊本県菊池郡菊陽町光の森７丁目42―８　トミーマンション光の森305号、住民票上の住所熊本市東区花立２丁目12番35号
債務者　伊藤　崇充
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係